

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳（第4期基幹システム）	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課	
記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者の 1住所、2氏名、3持分 ・土地の 4所在、5地目、6地積 ・建物の 7所在、8家屋番号、9種類、10構造、11床面積、12名称 ・基準年度の 13価格又は比準価格、14特例措置の適用により課税標準とする金額 ・償却資産の 15所在、16種類、17数量 18価格 	
記録範囲	固定資産税課税台帳及び補充台帳に記載される事項	
記録情報の収集方法	地方税法第382条通知、現地調査、戸籍等調査、申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	あり 岐阜地方法務局・岐阜県税事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法により、閲覧等ができますので、詳しくは資産税課にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>13の記録項目については地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第432条に基づき審査の申出をすることができる。</p> <p>記録項目の13を除く項目について、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第19条に基づき、審査請求をすることができる。</p> <p>1の記録項目については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第382条の2、第382条の3に基づき削除等することができる。</p>	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> なし	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	地方税法第382条の2第1項、第382条の3、同法施行令第52条の14、第52条の15により、閲覧、証明は限定。

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	登記情報連携システム（エキスパート）	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課	
記録項目	・土地・家屋の 1 全部事項書（表題部・権利部）、2 地図、3 図面	
記録範囲	地方税法第382条により法務局より通知された事項	
記録情報の収集方法	登記情報連携システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	地方税法第382条の規定により課税のために登記所から通知されたものであり、市で開示することはできません。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> なし	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	令和2年3月10日付岐阜地方法務局、各務原市資産税課「地方税法第382条及び第422条の3の規定に基づく情報の取扱いに関する覚書」により、課税以外での利用は不可。

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	土地家屋台帳管理システム	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課	
記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者の 1住所、2氏名、3持分 ・土地・家屋の 4全部事項書、5図面、6課税地目・種類、8課税面積、9評価額 	
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第382条により法務局より通知された事項 ・過去の課税内容 	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・登記情報連携システム ・閉鎖固定資産税台帳 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	登記情報の部分については、地方税法第382条の規定により課税のために登記所から通知されたものであり、市で開示することはできません。また、別途、個別法により、閲覧等ができますので、詳しくは資産税課にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> なし	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	地方税法第382条の2第1項、第382条の3、同法施行令第52条の14、第52条の15により、閲覧、証明は限定。令和2年3月10日付岐阜地方法務局、各務原市資産税課「地方税法第382条及び第422条の3の規定に基づく情報の取扱いに関する覚書」

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	現所有者・相続人代表者指定届リスト(資産税)	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課	
記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の 1 氏名、2 住所 ・送付先人の 3 住所、4 氏名 ・相続人の 5 住所、6 氏名、7 持分 	
記録範囲	地方税法第58条通知により死亡したことが分かった者	
記録情報の収集方法	地方税法第58条通知、申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法により、閲覧等ができますので、詳しくは資産税課にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> なし	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	課税台帳の記載事項として証明、閲覧が可能。リストとしては公開不可。